○筑西市医師修学資金貸与条例

平成26年３月25日条例第４号

改正

平成31年３月25日条例第７号

令和４年９月30日条例第25号

筑西市医師修学資金貸与条例

（目的）

第１条　この条例は、将来、本市の区域内に存する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。以下同じ。）で市長が指定するもの（以下「指定病院」という。）において医師（非常勤の者を除く。以下この条、第３条第１号及び第10条第１項第３号において同じ。）として勤務しようとする者に対し、市予算の範囲内で、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、医療機関において必要な医師を確保し、もって市民の健康の維持及び増進に資することを目的とする。

（指定病院）

第２条　指定病院は、市規則で定める病院とする。

（貸与の資格）

第３条　修学資金の貸与を受けることができる者は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程（以下「医学課程」という。）に在学する者（医学課程に合格し、入学手続を行う者を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　将来、指定病院において医師として勤務する意思があること。

(２)　この条例による修学資金の貸与と同様の貸与を現に受けていない、又は受ける見込みがないこと。

（修学資金の種類及び額）

第４条　修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その額は同表左欄の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修学金 | 月額 | 30万円 |
| 初年度納付金 | 一時金 | 1,000万円を限度として市長が認める額 |

（貸与期間）

第５条　修学資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、医学課程の正規の修学期間内とする。

（貸与の契約）

第６条　市長は、修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、第15条に規定する筑西市医師修学資金貸与選考委員会の意見を聴いて、修学資金の貸与を決定し、契約（以下「貸与契約」という。）により貸与するものとする。この場合において、申請者は、連帯保証人２人を立てなければならない。

２　前項に規定する連帯保証人のうち１人は、父母又はこれに代わる者（申請者が未成年である場合にあっては、法定代理人）としなければならない。

３　連帯保証人は、第１項の規定により貸与契約をした相手方（以下「修学生」という。）と連帯して第10条及び第14条の規定による債務を負担しなければならない。

（学業成績表等の提出）

第７条　修学生は、市長から学業成績表、健康診断書その他市長が必要と認める書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（貸与の停止等）

第８条　市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月分の修学資金として貸与されたものとみなす。

２　市長は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。以下この項において同じ。）をしたときは、当該留年に係る期間における月分の修学資金の貸与を停止するものとする。

（貸与契約の解除）

第９条　市長は、修学生が大学に在学する間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除するものとする。

(１)　心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(２)　学業成績が著しく不良となり卒業の見込みがないと認められるとき。

(３)　修学資金の貸与を辞退したとき。

(４)　退学し、又は死亡したとき。

(５)　学業成績表、健康診断書等の提出の要請に応じなかったとき。

(６)　前各号に掲げるもののほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

（返還）

第10条　修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して30日以内に貸与を受けた修学資金の全額に利息を加えた額を返還しなければならない。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市規則で定めるところにより分割して返還させることができる。

(１)　貸与期間が終了したとき。

(２)　前条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

(３)　臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項の規定に基づく研修をいう。以下同じ。）及び専門研修（一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）の定めによる基本領域専門研修をいう。以下同じ。）の修了後、指定病院の医師として勤務しないとき。

(４)　心身の故障により、臨床研修若しくは専門研修を受けることができなくなり、又は医師の業務に従事することができなくなったとき。

２　前項に規定する利息の額は、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。

３　前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

４　前２項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数がある場合にあってはその端数を、利息の額の全額が1,000円未満である場合にあってはその全額を切り捨てるものとする。

（返還の猶予）

第11条　市長は、前条第１項第１号の場合において、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

(１)　被貸与者が引き続き大学に在学し、大学院に進学し、又は臨床研修若しくは専門研修を受けているとき。

(２)　医師の免許を取得しようとするとき。ただし、医学課程の修了後２年を限度とする。

(３)　臨床研修及び専門研修の修了後、医師としての能力の向上のための研修（機構の定めによるサブスペシャルティ領域研修にあっては、１領域を上限とする。）の受講、留学、大学院への進学等（以下「研修等」という。）をしているとき。

(４)　臨床研修及び専門研修の修了後、指定病院に勤務しているとき。

(５)　指定病院において勤務を開始した後に研修等をしているとき。

(６)　臨床研修若しくは専門研修を受け、又は研修等をし、若しくは指定病院で勤務する場合において、育児休業又は介護休業を取得する場合の当該休業の期間

(７)　災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき。

（返還債務の当然免除）

第12条　市長は、被貸与者が医師の免許を取得し、取得した後に指定病院において医師（非常勤の者を除く。）として勤務した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務を免除することができる。

(１)　専門研修の修了後、次に掲げる期間を合算した期間が経過するまでの間に、指定病院における勤務の期間（以下「勤務期間」という。）が貸与期間（貸与期間が３年未満のときは、３年とする。以下同じ。）に相当する月数に達したとき。この場合において、被貸与者が第４条に規定する初年度納付金の貸与を受けているときは、当該初年度納付金の額が500万円未満のときにあっては12を、500万円以上のときにあっては24を当該貸与期間に相当する月数に加えるものとする。

ア　貸与期間に５年を加算した期間

イ　災害、疾病その他やむを得ない事由により指定病院において勤務することができないと市長が認める期間

(２)　勤務期間が前号に規定する貸与期間に相当する月数に達する前に死亡し、又は心身の故障のため引き続き勤務することができないと市長が認めるとき。

２　被貸与者が指定病院において臨床研修又は専門研修を受ける場合にあっては、当該指定病院における研修の期間を勤務期間に加算するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第13条　市長は、勤務期間が３年以上であり、かつ、前条第１項第１号に規定する貸与期間に相当する月数に満たない場合は、当該勤務期間に応じ、修学資金の返還債務の一部を免除することができる。

（遅延利息）

第14条　被貸与者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第10条第２項の規定により算出した利息の額との合計額につき、筑西市税条例（平成17年条例第72号）に規定する延滞金の割合に準じた割合により算出した金額に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

２　第10条第３項及び第４項の規定は、前項の遅延利息について準用する。

（選考委員会）

第15条　修学資金の貸与を受ける者の選考について、公平性・公正性を担保するため、筑西市医師修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、市規則で定める。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行し、平成26年度以後に募集する修学資金の貸与について適用する。

附　則（平成31年条例第７号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。